

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年2月1日 一部改正</u> <u>令和6年6月25日 一部改正</u> <u>令和7年 月 日 一部改正</u> 財務省	<u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年2月1日 一部改正</u> <u>令和6年6月25日 一部改正</u> 財務省
第1～第8 [略]	第1～第8 [同 左]
第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 1～3 [略] 4 利用期間の延長 代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客員研	第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 1～3 [同 左] 4 利用期間の延長 代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査<u>を行う</u>過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
究官の任期を延長する。 (1)～(3) [略] 5 [略] 第10 利用後の措置等 1 中間生成物の措置について 各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）<u>及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要があることを理由に利用期間の延長をした場合</u>、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。 その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要な文書、データ及びプログラムを事前に財務省に移管しなければならない。なお、財務省は移管された文書、データ及びプログラムについて適切に保存することとする。 また、移管された文書、データ及びプログラムのうち第3の1(1)に規定する統計的研究の発展に資すると財務省が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務総合政策研究所で事後に実施する研究において利用できるものとする。 2 データ措置報告書提出後の身分について	員研究官の任期を延長する。 (1)～(3) [同 左] 5 [同 左] 第10 利用後の措置等 1 中間生成物の措置について 各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）<u>、</u>利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。 その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要な文書、データ及びプログラムを事前に財務省に移管しなければならない。なお、財務省は移管された文書、データ及びプログラムについて適切に保存することとする。 また、移管された文書、データ及びプログラムのうち第3の1(1)に規定する統計的研究の発展に資すると財務省が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務総合政策研究所で事後に実施する研究において利用できるものとする。 2 データ措置報告書提出後の身分について

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
客員研究官に任用された個票データの利用者が<u>個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）に基づき</u>データ措置報告書を提出した場合は、任期にかかわらず客員研究官を解任する。 第11 [略] 第12 利用実績報告書の作成・提出 1 利用実績報告書の提出 (1) 研究等の成果を公表した場合 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）、<u>及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要があることを理由とする利用期間の延長を初めて行った場合</u>、財務省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。 (2) [略] 2 [略] 第13 [略] 別紙 [略]	客員研究官に任用された個票データの利用者がデータ措置報告書を提出した場合は、任期にかかわらず客員研究官を解任する。 第11 [同 左] 第12 利用実績報告書の作成・提出 1 利用実績報告書の提出 (1) 研究等の成果を公表した場合 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）、財務省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。 (2) [同 左] 2 [同 左] 第13 [同 左] 別紙 [同 左]

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年2月1日 一部改正</u> <u>令和6年6月25日 一部改正</u> <u>令和7年2月 日 一部改正</u> 財務省 第1～第8条 [略] (利用した個票データ等の処理) 第9条 各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）<u>及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要があることを理由とする利用期間の延長をした場合</u>には、ガイドライン第10に基づき、利用者が保有する中間生成物について、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要データ及びプログラムを事前に財務省に移管しなければならない。 2 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後）、<u>及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票デ</u>	<u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年2月1日 一部改正</u> <u>令和6年6月25日 一部改正</u> 財務省 第1～第8条 [同 左] (利用した個票データ等の処理) 第9条 各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、ガイドライン第10に基づき、利用者が保有する中間生成物について、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要データ及びプログラムを事前に財務省に移管しなければならない。 2 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後）、90 日以内に利用実績報告書により財務省へ利用実績を報告す

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>ータ等を分析する必要があることを理由とする利用期間の延長を初めて行った場合</u>、90 日以内に利用実績報告書により財務省へ利用実績を報告するものとする。 3～4 [略] 第10～第17条 [略] 別表 [略]	るものとする。 3～4 [同 左] 第10～第17条 [同 左] 別表 [同 左]